

仙台市水道局中間検査実施要領

(令和7年3月31日 給水部長決裁)

(目的)

第1条 この要領は、仙台市水道局検査事務要綱（昭和62年11月16日管理者決裁。以下「要綱」という。）第9条の規定に基づき、中間検査について必要な事項を定め、中間検査の適正な実施を図ることを目的とする。

(中間検査の対象)

第2条 中間検査は、完成時に確認が困難な部分及び施工上重要な節目において、工事の品質確保と技術水準の向上など技術的な観点から、工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて、検査を実施する。

- 2 中間検査の対象は、別表によるものとし、原則として、契約書等で明示する。
- 3 前項の規定に関わらず、計画課長が必要と認めたときは中間検査を行うことができる。

(中間検査の事前調整)

第3条 監督職員は、中間検査の実施にあたり、事前に検査員と協議し、検査の内容を明示したうえで、中間検査の対象及び日程等を調整する。

- 2 計画課長は、中間検査の対象が、施工方法、使用する各材料等が同じであり、複数箇所と同種類の検査が想定される場合には、その一部を抽出した検査とすることができる。
- 3 計画課長は、第1項に規定する調整に当たり、中間検査の検査内容と、一部完成検査又は既済部分検査の検査内容が重複する場合には、中間検査を省略することができる。

(中間検査後の措置)

第4条 中間検査で確認した部分については、完成検査時の確認を省略することができる。ただし、中間検査後の現場状況の変化や管理状況等から再度の確認が必要な場合はこの限りでない。

- 2 中間検査結果が適合であっても代価の支払いや引渡しは行わないものとする。

(委任)

第5条 この要領の実施に関し必要な事項は、計画課長が定める。

附則

この改正は、令和7年4月1日から実施する

別表（第2条関係）

（1／3）

	工事内容・規模等	実施時期
共通事項	1 計画課長の指定 計画課長が必要と認めたときは、中間検査を行うことができる	計画課長の指示による（検査員と事前協議すること）
	2 抽出について 施工方法及び使用する各材料等が同じ場合は、一部を抽出して検査することができる	計画課長の指示による（検査員と事前協議すること）
	3 中間検査の省略 中間検査の検査内容が、一部完成検査や既済部分検査の検査内容と重複する場合は、中間検査を省略することができる	計画課長の指示による（検査員と事前協議すること）
土木工事	1 土工事 5,000㎡以上の土工事	施工中
	2 基礎工事 (1) 高さ5m以上の土留め工法等 (2) 杭基礎（既成杭及び場所打ち杭等） (3) 地盤改良工（薬液注入、高圧噴射及び機械攪拌工法等）	施工中又は掘削完了時施工中又は完了時 施工が完了し硬化が確認できるとき
	3 橋梁工事（耐震補強工事含む） (1) 橋台・橋脚の高さが5m以上で、橋長10m以上の下部工 (2) 床版工 (3) コンクリート橋（主としてPC橋）	施工中（基礎掘削、配筋完了）及び完了時（躯体埋め戻し前） 施工中（配筋完了）又は完了時 施工中（横組時）又は完了時
	4 鉄鋼工事鋼橋・水門・可動堰・スノーシェット・防雪柵等	製作工場における製作時及び現場仮組完了時
	5 舗装工事 (1) 連続500㎡以上の路床改良工 (2) 高度な技術等によるスポーツ施設等の特殊舗装（天然芝、人工芝、チップ等）	施工中又は完了時 施工中（表層前）又は完了時
	6 トンネル工事（シールド工事含む） (1) シールド機 (2) 一次覆工	工場組立時及び現場組立時二次覆工コンクリート施工前
	7 河川工事、下水道工事（雨水渠工事含む） 水門樋門、堰	工場製作時、仮組完了時、又は基礎コンクリート完了時
	8 その他 (1) 完成検査前に水没又は隠蔽される主要な施設（水路、下水道管路、水門・堰等）がある場合 (2) 工事施工用の仮設足場や仮設道路を使用しなければ確認できない主要な工事（橋梁工事、河川工事等）である場合	水没又は隠蔽される前 仮設足場解体前又は仮設道路撤去前

別表（第2条関係）

（2／3）

	工事内容・規模等	実施時期
建築 工事	1 地業工事 杭工事及び地盤改良工事（杭状改良体）	杭芯等のずれが確認できる状況になったとき
	2 木造工事 延べ床面積が500㎡以上	建方が完了したとき
	3 鉄骨造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造工事地上3階建て以上又は延べ床面積が1,000㎡以上の建物	鉄骨造の建方が完了したとき 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の躯体が完了したとき
	4 外壁改修工事外部のコンクリート打放し仕上げ、モルタル塗り仕上げ、タイル張り仕上げ等のひび割れ、欠損、浮き部において、樹脂注入、モルタル充填、ピンニング等の改修工法の場合	仕上げ工事を施工する前
	5 耐震補強工事 （1）鉄筋コンクリート造壁増設の場合 （2）鉄骨ブレース壁増設の場合	壁の配筋が完了したときブレース取付が完了したとき
	6 屋根改修工事 屋根の塗装改修、防水改修及び金属屋根のカバー工法で、工事施工中の仮設足場を使用しなければ確認できない場合	仮設足場解体前
	7 天井補強工事 居室で1室の天井面積が500㎡を超える場合	天井下地の補強が完了したとき
電気・ 機械 設備 工事	1 完成検査前に水没又は隠蔽される主要な機器（汎用品を除く）がある場合	水没又は隠蔽される前
	2 工事施工中の仮設足場を使用しなければ確認できない主要な機器（汎用品を除く）がある場合	仮設足場解体前
	3 工事中間時点での出来形の成否がその後の工事施工やその他の施工部分に大きく影響を与えるおそれがある場合	次の工程に進む前

別表（第2条関係）

（3／3）

	工事内容・規模等	実施時期等
上記 以外の 工事	1 水管橋、高所工事 工事に必要な仮設足場が完成時には撤去され、施工状態が確認できなくなる場合	仮設足場解体前
	2 シールド、トンネル、推進工事 埋め戻し、又は閉塞により内部の状態及び出来形が確認出来なくなる場合	埋め戻し、閉塞工程に進む前
	3 施設維持管理上の制約を受ける工事 (1) 浄水施設等の工事で施工後直ちに使用し、完成検査に確認出来なくなる場合 (2) 貯・配水施設で、使用開始に合わせ消毒、その他維持管理に必要な総合運転等が予想され、完成時に内部検査することが不可能、又は衛生上思わしくないと判断される場合	浄水処理工程に進む前 消毒その他の内部作業工程に進む前
	4 不可視部分などの検査 検査時に不可視部分又は可視部分でも検査員による測定又は確認が困難と判断される場合	監督職員による施工検査の資料や記録写真等により出来形や品質を検査する。
	5 その他 施工上の重要な変化点など	次の工程に進む前